


令和5年度版 加算の算定タイミング一覧表

加算の名称	対象		算定タイミング			要件	
			A サービス利用支援費 (計画更新月)	B 継続サービス利用支援費 (モニタリング実施月)	C 計画更新・モニタリングを 実施しない月	加算単独での請求	市への届出
	障害者	障害児					
利用者負担上限額管理加算	150単位/月		●	●	●	●	—
初回加算	300単位/月	500単位/月	●	×	×	×	—
主任相談支援専門員配置加算	100単位/月		—	—	—	—	●
入院時情報連携加算							
加算(1) 医療機関を訪問しての情報提供	200単位/月		●	●	●	●	—
加算(2) 医療機関への訪問以外の方法での情報提供	100単位/月						
退院・退所加算	200単位/回		●	×	×	×	—
居宅介護支援事業所等連携加算							
① 情報提供を文書により実施した場合	100単位/月						
② 月2回以上、利用者の居宅等に訪問し面接を行った場合	300単位/月	対象外	×	×	●	●	—
③ 他機関の主催する会議に参加した場合	300単位/月						
保育・教育等移行支援加算							
① 情報提供を文書により実施した場合	100単位/月						
② 月2回以上、利用者の居宅に訪問し面接を行った場合	対象外	300単位/月	×	×	●	●	—
③ 他機関の主催する会議に参加した場合	300単位/月						
医療・保育・教育機関等連携加算	100単位/月	100単位/月	●	×	×	×	—
集中支援加算							
① 月2回以上、利用者の居宅等に訪問し面接を行った場合	300単位/月*						
② 本人参加のサービス担当者会議を開催した場合	300単位/月		×	×	●	●	—
③ 他機関の主催する会議に参加した場合	300単位/月						
サービス担当者会議実施加算	100単位/月		×	●	×	×	—
サービス提供時モニタリング加算	100単位/月		●	●	●	●	—
★ 行動障害支援体制加算	35単位/月		●	●	×	×	●
★ 要医療児者支援体制加算	35単位/月		●	●	×	×	●
★ 精神障害者支援体制加算	35単位/月		●	●	×	×	●
ピアサポート体制加算	100単位/月		—	—	—	—	●
地域生活支援拠点等相談強化加算	700単位/回		—	—	—	—	●
地域体制強化共同支援加算	2,000単位/回**		—	—	—	—	●

(補足) *児童の場合は「居宅」に限定されます。**月1回を限度とします。

【1】算定タイミングの異なる組み合わせの加算は原則として併給できません。

【2】同一の支援業務となる加算は併給できません。どちらからの加算を選択しての請求になります。

【3】加算の算定タイミングはあくまで原則であり、個別に判断が必要なケースにおいては、障害福祉課にご相談ください。

★ 体制加算の算定要件を満たしている場合、該当する事業所の全てのサービス利用支援費、継続サービス利用支援費が加算の対象になります。